

第33回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成27年12月8日午後3時から午後5時まで

2 場所

京都地方裁判所会議室

3 出席者

(委員)

神田尚子，塩田展康，曾我部真裕，寺井友秀，内藤和世，三木澄子，村上
和也，村上正治，藪内直治，小林務，丸山毅，小久保孝雄，和田真

(事務担当者等)

竹田隆，中村浩之，佐伯美保，志賀隆士，新見雅信，石田一樹，倉橋明彦，
藤本昌彦，塩田雷太，後藤卓司

4 議題

利用しやすい簡易裁判所について

5 議事

(1) 開会

(2) 委員異動報告

(3) 議事

ア 利用しやすい簡易裁判所について説明

イ 意見交換

《発言者：■＝委員長，○＝委員，□＝事務担当者等》

- 家庭裁判所が離婚等の家庭の問題を扱うということはイメージしやすいと思われるが、皆さんは簡易裁判所に対してどのようなイメージをお持ちだろうか。

裁判所としては、簡易裁判所は利用しやすい裁判所であり、審理も分かりやすいものになっていると考えているが、簡易裁判所の役割や特徴について、国民に対して、できるだけ分かりやすく伝え、御理解いただきたいと考えている。

そこで、簡易裁判所を利用しやすくすることや、その役割について分かりやすく説明するための工夫について、市民目線から忌憚のない御意見を伺い、利用しやすい簡易裁判所について、裁判所が考えているような視点で良いのか、より利用しやすくする方策はないかといった観点から意見交換をお願いしたいと考えている。

- 自分を含めて周囲に裁判所を利用した者はいない。裁判所は本来、利用したくない場所であり、裁判所の利用のしやすさをアピールすることは非常に難しいと思う。市役所等において、行政サービスを分かりやすくすることや、市民サービスを受けやすくするというものとは性質が異なると思う。本来的に、関わりを持ちたくない場所であることから、利用のしやす

さよりも、何か簡易裁判所を利用するような場面に出くわした時に、一般市民のセーフティネットとして利用できるようなアナウンスを行っていったらどうか。例えば、消費者金融のパンフレットに簡易裁判所の連絡先を記載したり、トラブルになった際の連絡先として簡易裁判所の連絡先が記載されていたりするのはいかがでしょうか。

- 実際に申立てを行った当事者に対して、アンケート等で意見を聞いたりはしていないのか。
- 京都簡易裁判所では実施していない。
- 実際に簡易裁判所を利用した人から意見を聞き、場所の利便性であったり、手続におけるひな形の有用性であったり、手続にわかりにくい部分があったなどの意見を、フィードバックのような形で聞くことが有用ではないか。
- 簡易裁判所の利用件数は漸減傾向にあるように見える。裁判所として広報活動をして、利用しやすさをアピールするというのはわかるが、その目的として利用件数を増やさなければならないということがあるのか。
- 現在の申立て件数が、実際の紛争の数をそのまま反映しているのであれば問題はないが、本当は簡易裁判所を利用すればいいのに、簡易裁判所の存在を知らないために、利用していないという方ができるだけ少なくなるようにPRをする必要があると考えている。

- 裁判所に行ったり，裁判所から呼び出されることは，非常に重苦しいと感じるのは確かである。私は実際に調停手続を利用したことがあるが，初めて的时候は身構えたが，経験してみると，公平な第三者に判断してもらって良かったと感じた。調停で双方が言うべきことを主張して，公平な第三者に判断してもらい，お互いに納得できた。このような観点で，利用しやすいということを周知する広報活動をしているのはいいと思うが，例えば，模擬裁判とか模擬調停などを，敷居の高い裁判所の建物の中でやるのではなく，大きな公共の場所に出て行って行い，裁判所は敷居が高くないことや利用しやすいということをアピールしたら良いのではないか。
- 見識の高い民間の方から選ばれた調停委員が組織する調停協会が，裁判所の外に出て，調停相談という形で，一般の方の相談を受けたりしている。
- 広報の関係では，年2回，法の日週間行事，憲法週間行事の際に，デパートや市役所等で無料法律相談を行っている。
- 裁判所は，その性質上，訴える者，訴えられる者のどちらにも肩入れしてはいけない。したがって，法律相談の中身は，手続を教示するに止めるという限界があることを，裁判所や調停委員は常に意識している。
- ①そもそも簡易裁判所を利用する人はどんな人なのか。簡易裁判所を利用する人は，どのようなきっかけで簡裁に行くのか。

②簡易裁判所のリーフレットを学校にも送付しているとのことであるが、学校で見たことがないし、あるとしても意識することがなければ配架されているだけである。リーフレットを受け取った人が、どういう場所にどのような目的で置いているのかがわからない。

③裁判所に相談（内容の判断ではなく、手続の教示など）を受け付けてくれる電話の窓口はあるのか。

④中学生の社会科の教科書の「裁判のしくみ」で、簡易裁判所は欄外に書かれているくらいで詳細な記載はなく、義務教育において簡易裁判所について詳細に取り上げてはいない。まして、生徒が当事者となることはほぼないため、中学生が簡易裁判所を認識するのは困難であると思う。

□ （①の質問に対して）簡易裁判所を利用されるきっかけまでははっきりとわからないが、交通事故や貸したお金が返ってこないなどの問題が生じた場合に、相談できる知り合いの弁護士がいないため、公共機関である裁判所へ足を運ぶ方が多いように思う。

□ （②の質問に対して）各種リーフレットに関しては、京都府内の各市町村、消費者センター、警察署等に配布しているが、実際どの程度利用されているのかのデータ集約はしていない。

□ （③の質問に対して）簡易裁判所として、電話で相談する制度は確立し

ていないが、裁判所に電話をかけてこられた場合には、話を聞いたうえで、手続の概略を説明したり、来庁された場合には、定型の用紙があるため簡単に申立てや訴えの提起ができる旨を案内している。

- (④の質問に対して) 法教育については、簡易裁判所に限定したものではないが、毎年夏休みに模擬裁判をしており、小学生と中学生が1年ごとに交互に模擬裁判を通じて学んでもらっている。裁判員裁判等で、裁判所と国民との関わりも増えてきていることから、裁判所としても法教育について力を入れているところである。
- 提案だが、簡易裁判所のリーフレットに各簡易裁判所の電話番号を記載しておけばいいのではないか。
- まずは、裁判所とはどういうものなのかということについて、もう少し啓蒙・啓発してはどうか。また、リーフレットが配布されているということだが、例えば、商工会議所のどこに置いてあるのかわからない。配布した後の、フォローが必要ではないか。裁判所の方でリーフレットの設置状況のチェックをしてはどうか。

難しいかもしれないが、広報の方法として、裁判所という名前をできるだけ表に出さないほうがいいように思う。例えば、「調停」などの手続的な面を強調するとか、「民事受付センター」という表記を前面に押し出し、「簡易裁判所」という名前を括弧で表記するなどの工夫によって、抵抗感

が少なくなるのではないか。地方裁判所の民事裁判で、原告あるいは被告になるような場合はやむを得ないが、そういうことがないと身構えてしまうので、和らげた表現にした方が良いのではないか。

○ 十数年前、少額訴訟制度を利用して、未払いの受診代金を回収することが流行したが、うまくいかなかったと聞いている。少額訴訟を使った回収は、回収効率が悪く、少額訴訟制度を利用する機会は非常に減っていると思う。一般的な病院においては、弁護士に手数料を支払って回収しているが、公立病院はそうした処理ができないので、損金処理は常に重要な問題である。このあたりの実情について、現在はどうか。

□ 昨年からは民事訴訟を担当しているが、少額訴訟で、医療費の未払い事件を扱った事例は1件もない。一方、通常訴訟では相当数ある。

○ 簡易裁判所において、紛争解決の手段として民事調停や本人訴訟といった手続を利用できることは非常に意味があると思う。

私は弁護士として無料法律相談などを行ってきたが、騒音問題などの近隣紛争では調停手続を勧めることが多い。このような弁護士を依頼するまでもない身近な紛争も多くあるように思うので、そのような案件には、できるだけ簡易裁判所の利用を勧めたいと思っている。

リーフレットについて、配布先の機関に市民に対して積極的にPRしてもらうには、配布先の機関で実際に説明を行う職員に研修等を行うなどし

て、手続を理解してもらう必要があるのではないかと。また、民生委員などにもリーフレットを配布してはどうか。

利用しやすさも大切だが、裁判所で最も重要なのは紛争解決ができていくかどうかである。法的な裏付け等を丁寧に説明し、当事者に納得してもらうことによって、制度の信頼は深まるのではないかと。

- 弁護士として法律相談をしていると、法律問題であることに気付かず、警察や行政の窓口を尋ねたりして、適切な機関を利用できていない方も多くおられる。また、一方で、相談を受ける側の理解が不足しており、適切な機関を案内できていないということもある。

典型的な事例として、近隣問題などで、調停を利用できることを知らないことが多い。簡易裁判所の利用しやすさを言う前に、市民に説明を行う機関の担当者に対して、正しく案内ができるように、裁判所が周知等を行うことが大切でないかと。

- 民事調停の受理件数は、ここ数年で横ばいか、やや減少傾向にあるようだが、民事調停は近隣トラブルの解決など身近な手続であることについて、もっとPRしてはどうか。

- 一般広報としては、平成24年及び25年の法の日週間行事で、民事調停を扱った。通常の裁判とは異なり、調停手続は傍聴することができないため、調停手続のあらましを劇の形にして皆さんに見ていただく企画をし

たところ、多数の方に参加いただいた。

- 広告方法について、例えば、Y o u t u b e や映画館の合間のCMなどの広告マーケットを利用したらどうか。裁判所の現在の広報活動のメインターゲットとしている層とは異なった層に訴えかけることも必要だと思う。どういう検索ワードを入力するのかといったことを、G o o g l e が無料で提供しているので参考にしてはどうか。

■ リーフレットの配布先について、アドバイスをいただけないか。

- 何か問題が生じた方がまず相談に行きそうな機関にリーフレットを置くべきであり、広く置けばいいわけではないと思う。
- 誰でも見るようなところ、たとえば地下鉄の駅構内などにパンフレットを置いてはどうか。
- 裁判所の施設ではバリアフリー等の整備はどのようになっているのか。特に小さい簡易裁判所などではどうか。

- 裁判所の建物においても、地方公共団体からの指針に基づいて、バリアフリーを進めている。入り口にスロープをつけたり、1階に多目的トイレを設置したりしている。もっとも、管内の簡易裁判所においては、2階建であるが、エレベータが設置されていないところもある。そういった場所ではなるべく1階だけで手続きができるように工夫している。

■ 本日は貴重な御意見をいただき、御礼申し上げます。皆様からいただいた

御意見を踏まえ、今後とも利用しやすい簡易裁判所を目指した取組を進めていきたい。

ウ 次回のテーマ

裁判所の防災について

エ 次回開催日

平成28年7月15日（金）